

## 年金制度見直しの具体的検討 ―注目して意見反映―

△始まった年金部会の検討、十分な検討により必要な改善を▽

社会保障審議会・年金部会は、社会保障・税一体改革成案に盛り込まれた年金分野の改革項目の実現に向けた検討を進めるとして、八月二六日から審議を開始している。

二〇一二年国会に法案を提出すべく年内にとりまとめることをめざすとされている。

検討課題にはこれまで私たちが主張してきたことも含まれているが、他方受給者として受け容れたい課題、年金保険制度のあり方として疑問のある課題もある。

以下、検討されている課題について検証すべきと思われる論点を提起する。現退、退職者組織内部で意見の不一致も想定されるだけに率直な討論が必要と思われる。

△課題一、高所得者の年金給付の見直し▽

(1) 高所得者の老齢基礎年金の一部減額

税で賄われている基礎年金の二分の一について、所得に応じた減額しようとするもの。試算では、年収一〇〇万円以上から減額を開始し、一五〇〇万円以上は公費負担分全額減額とした。

↓ 年金受給者としては減額を歓迎することにはならないが、制度の持続性に必要なら基礎年金の税負担分について所得に応じた減額(クローバック)をすることはありうるのではないか。仮に実施する場合、既裁定年金の減額は憲法の財産権侵害との調整が不可欠になる。判例・先例との整合性のある方式とすることが前提である。

(2) 公的年金控除の縮減

高所得者の年金給付の見直しのもう一つの方法として、所得税の公的年金控除をさらに縮減しようとするもの。(1)が財産権との調整で困難性を持っていることから代替策として発想されている。

↓ 公的年金控除は二〇〇四年に老年者控除の廃止とともに、最低保障額…一四〇万円を二二〇万円に、定額控除…一〇〇万円を五〇万円にするなどの削減が実施され、税額反映の諸保険料跳ね返りを含めて年金受給者の生活を直撃した。民主党は二〇〇九年総選挙マニフェストでその復元を掲げ政権交代を実現した。この公約を実現していないまま二年半を経過したうえ、選択肢の一つとはいえず逆にさらなる控除縮減を検討テーマにするのは信義に悖るもので断じて同意できない。

将来、体系的税制改革の論議の中で控除の課題が論じられることは否定しないが、私達が投票の判断基準としたマニフェストを一旦実現した上であることが前提である。

△課題二、在職老齢年金の見直し▽

調整限度額の引き上げ

在職老齢年金について、六〇歳代前半の者に係わる調整限度額を六〇歳代後半の者と同じに緩和しようとするもの。

↓ 社会参加として就労する高齢者にとっては歓迎すべき考え方。財源は保険料なのでその負担に理解を得ることが条件になる。

△課題三、マクロ経済スライド▽

(1) 名目下限額を下回る自動調整

現行のマクロ経済スライドは、二〇〇四年制度改定で従来の給付固定を保険料固定に切り替えたことにもない、給付抑制の手段として導入された。年金額上昇抑制に働き、名目年金額の引き下げには働かない仕組みであったため、デフレ+賃金低下の下で

は年金の所得代替率が上昇した。これを変更して、調整率(現在〇・九%)による名目額の切り下げをしようとするもの。

↓ 現行のマクロ経済スライドについて名目年金額の引き下げに及ぶ変更は受給者団体として受け容れられない。

(2) 物価スライド特例水準の解消

二〇〇〇～二〇〇二年の三年間の物価下落(〇・三〇・七〇・七二・一・七)を年金に反映させなかったことによる年金の水準(物価スライド特例水準)と本来水準の差は、二〇〇九年に加わった〇・八%とあわせて二・五%となっている。試算ではこれを三年間で解消するよう年金額を削減しようとするもの。その後(1)の〇・九%削減を実施するとしている。

↓ 一般的に年金額は物価スライドすべきであり、本来水準と実水準の差が長期にわたって存続することは不自然ではある。しかし、特例水準は受給者が制度変更と一体の経過措置として受け容れた経過があり、尊重されるべきである。

(3) 基礎年金へのマクロ経済スライド適用問題

↓ 私たちは基礎年金にはマクロ経済スライドを適用すべきでない」と主張してきた。高所得者の給付抑制は前出のクローバックで対応し、基礎年金はスライドから除外すべきである。

△課題四、被用者年金一元化▽

被用者年金の一元化

前政権で作られた法案は、審議されることなく廃案となった。新政権の下であらためて一体改革項目として再度取り上げられ、関係省庁(財務・総務・厚労)の協議を経て案を策定することが予定されている。

↓ 地公退が要求しているとおり、被用者年金一元化に当たっては①長期・短期・福祉の三事業の一体的運営②積み立て資金の集中リスク回避③現行の共済組合の民主的運営システム維持を考慮して事務取扱組織として共済組合を存続させるべきである。また、一元化後の給付については①既裁定共済年金の追加費用削減を行わないこと②共済年金職域部分を廃止する場合はこれに代え、民間の企業年金等の水準を正確に反映した制度を設けるべきである。

△その他の課題▽

以上のほか、年金部会で次の課題が検討されている。それぞれ重要な課題であるが、紙面の都合で論点の提起のみとする。

(1) 最低保障の強化

① 低所得者への加算…低所得低年金の高齢者に対して社会的支援は不可欠だが、社会保険である年金がそれを担うことには無理があるのではないか。

② 受給資格期間の短縮…強制加入の皆年金のもとでは、意味のある年金額を優先して、受給資格期間は維持すべきではないか。低所得者は免除期間を適切に活用すればよい。

(2) 第三号被保険者の見直し…提起された二分二乗方式では問題解決にならない。医療保険とあわせて被扶養者の割り増し保険料について検討すべきではないか。

(3) 支給開始年齢の引き上げ…年金と雇用との間に空白を作らないことが前提である。影響を受ける年齢階層の合意形成が必要。

(4) 短時間労働者への厚生年金適用…全被用者に所得比例年金を適用すべき。一定以下の賃金の労働者について、事業主負担のみの二分の一所得比例年金創設を検討すべきではないか。

# 脱原発社会に向けて

## ―脱原発・自然エネルギー政策で地域の自立を―

フォーラム平和・人権・環境 原水爆禁止日本国民会議 副事務局長 藤岡一昭

### 一、東日本大震災と福島原発事故の現状

福島は今どうなっているのか。最近峠を越しつつあると報道されているが、三月十一・一二日に起きた冷却中断、炉心溶融による圧力容器と格納容器の破損、溶けた核燃料の容器外への漏出、爆発による建屋・機器の崩壊、放射性物質の大量放出から始まった危機的状況は基本的に変わっていない。

事故発生後炉心溶融の事実は把握されていたにもかかわらず隠されていた。炉内外の正確な状況把握ができないまま、注水により冷却したが、一二万トン超の高濃度汚染水を作り出し、地下水汚染と海水汚染を起こした。しかし、注水をやめれば再び溶融・爆発の危険があるため、汚染水のある程度除去して循環冷却水とする応急装置を設置した。これによりかろうじて新たな汚染水を増やさず冷却を続けているが、炉内外の正確な状況は分かっておらず、応急的循環冷却装置は脆弱で安定性に欠けている。この冷却が継続的に効果を上げることが祈るが、基本的な問題解決には程遠い。

炉の問題とあわせて原子炉建屋内に設置された核燃料棒保管プールの問題がある。使用済みといえども大きな崩壊熱を出すため、核燃料棒プールには注水して冷却を続けなければならないが、一時期これが維持できない状態があったとされる。現在は一応冷却できていると説明されているが、今後、余震や台風などがあれば、土台がかなり傷んでいる原子炉建屋の高いところに設置されている核燃料棒保管プールは非常に危険な状態にある。

事故収束のため懸命に働く労働者は、被曝から守られていない。この事故で放出された放射性物質の量は広島原爆の一六八個分に相当すると言われている。避難者が帰宅できるまでに一〇年〜二〇年かかると発表されたが、この時間で子どもたちが安心して暮らせるようになるとは思えない。

「人類と核は共存できない。」

### 二、五四基の原発の現状

現在、五四基ある国内原発のうち一一基が稼働している。震災を契機に停止したのは浜岡原発を含めて一七基であり、定期点検中の原発は二六基である。

来年の三月で残る全ての原発が点検に入ることになるため、再稼働しなければ日本の原発は全て止まることになる。点検後の原発再稼働を認めるかどうかの最後の鍵を握るのは地域の判断である。ここで、絶対受け入れないという運動を作っていかなければならない。

原発の寿命は、三〇年で設計されているが、現実には稼働中の原発のうちの六基は四〇年を超えた老朽原発である。これらのうちにはこれまでに福島原発の一手前前という事故もあったとされる。政府・電力会社は口実を設けて老朽原発を稼働させるのではなく、速やかに廃炉とすべきである。

### 三、破綻しているプルトニウム政策、プルサーマル計画

使用済み核燃料を再処理・再利用しようとする計画は、膨大な開発費用が投入されたにもかかわらず、プルトニウムを燃料とする高速増殖炉「もんじゅ」も、MOX燃料の生産をめざす青森六ヶ所村の再処理工場とともに深刻な事故続きで全く稼働していない。

いわゆる核燃料サイクルは高速増殖炉・プルサーマル計画ともに破綻している。

原発で日々生み出される使用済み核燃料・核廃棄物は再処理・再利用サイクルが破綻した中で最終処分の見通しが無いまま蓄積が拡大している。

海外では地下深くに埋めて管理している例があるが、いずれ環境に溶け出すと言われている。日本では最終処分受け入れを認めた自治体はない。

### 四、国策として突き進んだ原子力政策

日本政府は、広島・長崎、第五福竜丸の被爆があったにもかかわらず、「原子力の平和利用」を標榜して原発推進を強行してきた。オイルショックが原発を後押しした。

この過程で政治家・行政・電力会社・電機産業・研究者・メディア等による排他的「原子力村」が形成され、「嘘も百遍繰り返せば真実になる」手法で安全神話が作られた。

事実に基づく危険性の指摘は、原子力村による黙殺・開き直り・圧殺・札びらで、無いことにされ、科学的良心や常識的市民の疑問は国策の前に時として非国民扱いされてきた。

自治体の反論は、中央集権的手法と補助金で沈黙させられてきた。

### 五、「国益」「神話」との闘い

今回の事故で安全神話は崩壊したが、原発が無ければ日本のエネルギー供給は枯渇するという神話は生きている。震災後の計画停電は緊急事態対応とは別に、枯渇神話のキャンペーンを疑わせた。

また、原発があつてこそわが国の成長があるという成長神話に対しては、戦後総括に基づいて社会のあり方を問うことからその欺瞞を明らかにしなければならない。

### 六、エネルギー政策の転換、自然エネルギー政策の具体的な地域展開

日本のこれまでのエネルギー政策はエネルギー政策基本法・エネルギー基本計画に依拠してきた。本来は、有限の供給に需要を合わせるべきであるのに、無限の需要に供給をあわせる組み立てとされてきた。

これを満たすため、エネルギー政策は中央集権的に国、発電・送電は電力会社の地域独占とされてきた。この改革が今求められている。エネルギー政策の主軸は地域自治として自治体が担うべきである。また、送電を電力会社による独占から切り離すべきである。これにより独占電力会社による販売妨害のための高価格送電料を解消し、危機に強い分散型供給源による自主発電とその販売が可能になる。

エネルギーの主軸は自然エネルギーに求めるべきである。自然エネルギーは、持続可能であり、分散型であるため災害リスクに強い。また、環境負荷が小さく建設も移動も簡単で、地域の第一次産業や雇用につながる。

### 七、自然エネルギー政策は地域の自立、地域分権の試金石

「核と人類は共存できない」。核兵器も原発も人間の制御を超えていることを認識して「核」から訣別すべきである。

国家が語る「国益」に惑わされず、市民主権・地域自立から発想しよう。麻薬のような交付金が街づくりを歪めているのは原発も基地も同じ構造である。名護市稲嶺市長の「基地再編交付金に頼らない街づくり」の主張はこれに対する根本的反論である。

自然エネルギーを軸とするエネルギー政策を作る主体は自治体と地域住民である。

エネルギー政策基本法・発送電独占・電源三法の枠組みを取り払い、エネルギーの地産地消・地域雇用の創出・安全な地域社会作りをすすめよう。

エネルギー政策こそ、地方分権の試金石である。豊かな資源を地域から生み出すための設計図を描こう。脱原発社会をめざして頑張ろう。

### 「脱原発一〇〇〇万人アクション」に連帯を呼びかける。

(文責：事務局)